

神奈川県立平塚江南高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり「不祥事ゼロプログラム」を策定する。

1 実施責任者

実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は、校長、副校長及び教頭を補佐し、事務長を補助する。

2 目標及び行動計画

次の各項目について、様々な機会を捉え、職員全体に対して事故・不祥事防止意識の啓発を行う。また、管理職による職員面接を行い、一人ひとりの課題を明らかにし、一緒に解決を図ることで、組織全体で事故・不祥事防止の徹底を図る。

(1) 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止）

ア 目標

公務員として倫理意識の向上・徹底を図り、県民の信頼に応える。

イ 行動計画

- ・県の「職員行動指針」を周知徹底し、公務員としての倫理意識の徹底と共有化を推進する。
- ・職員啓発資料などを活用し、法令遵守意識の向上に努め、公務外非行の防止を徹底する。
- ・風通しの良い職場づくりを推進し、日常的に職員同士がお互いに気付いたことを気兼ねなく指摘し合うことができる環境をつくる。

(2) わいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

わいせつ行為による不祥事を根絶するとともに、セクハラ行為のない職場環境をつくる。

イ 行動計画

- ・職員啓発資料やヒヤリハット事例集などを活用し、全職員対象の研修会を実施する。
- ・人権について意識啓発を行うとともに、風通しの良い職場づくりを推進し、日常的に職員同士がお互いに気付いたことを気兼ねなく指摘し合うことができる環境をつくる。
- ・生徒や職員からの相談窓口を周知徹底し、被害者の人権を最優先に対応できる体制を確立する。

(3) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

生徒への体罰、不適切な指導を根絶する。

イ 行動計画

- ・体罰防止ガイドライン、職員啓発資料等を活用し、職員の意識の徹底を図るとともに、生徒の人権を尊重して指導に当たる。
- ・生徒の個人情報収集許可及び校外持ち出し許可手続きの徹底を図り、携帯電話、電子メール・SNS等の不適切な使用を防止する。
- ・生徒や職員からの相談窓口を周知徹底し、被害者の人権を最優先に対応できる体制を確立する。

(4) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

成績処理及び調査書発行等進路関係書類に係る事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- ・採点業務・成績処理等の手順や点検体制について見直すとともに、マニュアルが適切に機能するよう整備する。
- ・確実な業務の実施に向けて、各段階において確認作業を複数で行うなどマニュアルで定められたチェックを徹底する。

(5) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

ア 目標

個人情報等管理を徹底し、個人情報の漏洩や不正利用、紛失や誤廃棄などの事案の未然防止に努める。

イ 行動計画

- ・情報セキュリティ対策に則り、個人情報等の管理を徹底する。
- ・学校管理のUSBメモリ等記録媒体の管理体制について再点検を行うとともに、適正な取り扱いについて徹底を図る。
- ・携帯電話、電子メール・SNS等の不適切な使用を防ぐため、職員全体の研修を行い、生徒の個人情報収集許可及び校外持ち出し許可手続きの徹底を図る。

(6) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

ア 目標

公務員及び教育公務員としての意識を高め、交通事故・法規違反を未然に防止する。

イ 行動計画

- ・職員啓発資料などを活用し、全職員を対象とした事故防止会議を行う。
- ・飲酒機会の増える時機を捉え、職員全体に注意喚起を行い、飲酒運転・交通法規の遵守の徹底を図る。

(7) 会計事務等の適正執行

ア 目標

公費、私費ともに、会計処理上の事故・不祥事を未然に防止する。

イ 行動計画

- ・私費会計基準の遵守に向けて、全職員対象の研修会を実施する。
- ・会計伝票や会計報告の作成・起案にあたり複数の目でチェックを行うなど、適正な会計処理に努める。

(8) 入学者選抜に係る事故防止

ア 目標

入学者選抜に係る事故の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- ・入学者選抜業務全般、学力検査・面接における実施及び採点等において、複数職員によるチェックを含む点検体制を再確認し、実施時の徹底を図る。
- ・平成29年1月に校内研修を実施し、事故・不祥事防止の徹底を図る。

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成28年10月下旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成28年12月までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成29年2月末までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成29年3月上旬までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 第3回検証

2に規定する行動計画について、平成29年3月初旬までに実施状況を確認するとともに、目標達成についての自己評価を行う。その結果を学校ホームページに公表し、新たな目標設定(各目標の修正を含む。)が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、平成29年度における平塚江南高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 結果

3(3)の検証を踏まえ、「実施結果」を取りまとめ、教育局行政課の通知に従い、本校ホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、事故防止会議及び管理渉外グループがこれを行う。